

薬学教育協議会オンラインシンポジウム
薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂）について
2023.4.12

大項目「B 社会と薬学」

帝京平成大学薬学部 教授
亀井 美和子

一般社団法人 薬学教育協議会
薬学教育調査・研究・評価委員会

大項目ワーキンググループ「B 社会と薬学」

委員（○は班長）

有	田	悦	子	北里大学薬学部	教授
石	井	伊	都子	千葉大学医学部附属病院	教授・薬剤部長
○	亀	井	美和子	帝京平成大学薬学部	教授
岸	本	桂	子	昭和大学薬学部	教授
木	下	淳		兵庫医科大学薬学部	准教授
小	佐野	博	史	帝京大学	名誉教授

「薬学と社会」から「社会と薬学」へ

現行
平成25年度改訂版

改訂
令和4年度改訂版

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

B 薬学と社会

C 薬学基礎

D 衛生薬学

E 医療薬学

F 薬学臨床

G 薬学研究

薬学教育モデル・コア・カリキュラム

A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力

B 社会と薬学

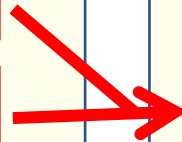
C 基礎薬学

D 医療薬学

E 衛生薬学

F 臨床薬学

G 薬学研究



薬学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の概要

Ⅱ 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの構成 (表示の方法と利用上の留意点等)

小項目

<ねらい>

- 他の項目との関連性を明記。「他領域・項目とのつながり」を記載。

<学修目標>

- モデルコアカリの本体。
- 個別の知識や技能を修得するだけでなく、これらを活用してどのように判断したり行動したりできるようになるべきかが目標となるように概念化。
- <学修事項>を参考として<学修目標>を読み解き、各大学が独自のカリキュラムに具体化する。

<学修事項>

- 学修目標を達成するために必要な具体的な内容を、各大学のカリキュラム作成の際の参考として記載。
- 主に専門用語であるが、学修目標に合致するように文章となっている場合がある。
- 各学修事項に対応する学修目標の番号を、文末の【】内に記載している。

3. 各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上

平成25年度改訂版では、学修すべき事項がSBOsとして細部にわたって記載されており、各大学はそれらを網羅するのに時間を費やされて大学独自の内容をカリキュラムに取り入れる余裕がなかった。詳細なSBOsを廃して学修すべき内容をコアとし、各大学の理念やディプロマ・ポリシーに基づき責任を持った教育が可能となるように大学のカリキュラム作成における自由度を高めた。

本モデル・コア・カリキュラムでは、平成25年度改訂版で網羅的に記載されていた一般目標及び到達目標（GIO-SBOs）を、**概念****化した学修目標に改めた。すなわち、多くの具体的事実を覚えるだけでなく、それらに共通する特徴や相違点を考え、概念化したうえで新たに直面する課題や問題点の解決に活かせる総合的な学力を身に付けられるよう改めた。各大学はその学修目標に基づいてカリキュラムを作成することとした。

脚注 **概念とは、「理解している物事に共通している特徴」という意味である。学生が概念を身に付けるということは、学生が学ぶべき対象を理解し、認識するとき、それらに共通する特徴を身に付けるということである。具体的事実を網羅的に数多く覚えるのではなく、いくつかの典型的な例をもとに考えることで共通点を見出し、新たに直面した事象に応用する力、問題点を解決する力を身に付けることを意味する。

SBOを改め、**概念化**した学修目標へ

素案

素案では、
Bは<学習目標>がSBOと同じ書き方になっていた

B-1 薬剤師の責務

B-1-1 医療人に求められる倫理観とその対応

<ねらい>

人間の誕生から死までの間に起こり得る様々な問題を通して、尊厳を認識し、科学技術の進歩、社会情勢の変化等により生じる倫理的問題に直面した際に適切な判断が可能となり、倫理的感受性を醸成する。

<学習目標>

- 1) 生命倫理/研究倫理の歴史や諸原則について自らの言葉で説明する。
- 2) 生と死に関わる倫理的問題について討議し、自らの考えを述べる。
- 3) 科学的技術の進歩によって生じる倫理的問題について討議し、自らの考えを述べる。
- 4) 医療行為に伴う倫理的問題を法的視点から討議し、自らの考えを述べる。
- 5) 医療と研究の違いについて倫理的配慮の観点から討議し、自らの言葉で説明する。
- 6) 医薬品等によって生じる健康被害の重大性を認識し、薬の専門家としての責任と義務について討議し、自らの考えを述べる。
- 7) 倫理的問題に直面した際の適切な対応について討議し、自らの考えを述べる。

<学習事項> 例示

- (1) 生命倫理/研究倫理の基本原則（自律尊重、無危害、善行、正義等）
- (2) 医療に関する倫理（ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、守秘義務等）
- (3) 生命の誕生を巡る倫理（生殖補助医療、出生前診断等）
- (4) 生命の終期を巡る倫理（安楽死、尊厳死、終末期ケア、意思決定プロセス等）
- (5) 先端医療の倫理（ゲノム医療、遺伝子治療、再生医療、臓器移植等）
- (6) 臨床研究に関わる倫理（ヘルシンキ宣言、ベルモントレポート、インフォームド・コンセント等）
- (7) 医薬品等による健康被害（薬害、医療事故、重篤な副作用等）と倫理的問題
- (8) 倫理事例の分析・検討方法（ジョンセンの4分割表等）

SBOを改め、概念化した学修目標へ

改訂版

理解している物事に共通している特徴
概念化できると、新たに直面する事象に
応用したり、問題解決が図れるようになる。

B-1 薬剤師の責務

B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム

<ねらい>

豊かな人間性と生命の尊厳に関する深い認識に裏付けられたプロフェッショナリズムを涵(かん)養し、医療人に求められる倫理観及び倫理的問題に適切に対応する判断力や行動力を培う。さらに、患者・生活者の権利を尊重した利他的な態度で医療に貢献する能力を身に付ける。

<学修目標>

- 1) 生命・医療に係る倫理観を身に付け、医療人としての感性を養い、様々な倫理的問題や倫理的状况において主体的に判断し、プロフェッショナルとして行動する。
- 2) 医療の担い手として、常に省察し、自らを高める努力を惜しまず、利他的に公共の利益に資する行動をする。
- 3) 医療の担い手として、必要な知識・技能の修得に努め、自身の職業観を養い、生涯にわたり学び続ける価値観を形成する。
- 4) 薬剤師の使命に後進の育成が含まれることを認識し、ロールモデルとなるよう努める。

<学修事項>

- (1) プロフェッショナリズムの概念 【1)、2)、3)】
- (2) 職業観の形成 【1)、2)、3)】
- (3) 生命倫理及び研究倫理の歴史や諸原則(ヘルシンキ宣言等) 【1)】
- (4) 医療や研究における患者及び研究対象者の自律尊重 【1)】
- (5) 生命の誕生、終末期、先端医療に伴う倫理的課題 【1)】
- (6) 医療行為に伴う倫理的課題 【1)】
- (7) 倫理的感受性の涵養と葛藤の解決 【1)】
- (8) 成人学習理論を活用し、同僚や後輩との協働やフィードバックを実践する。 【4)】
- (9) 倫理的課題に直面した際の適切な対応について、文脈を踏まえて討議する。 【1)】
- (10) 自らの言動を客観的に捉えた学びや経験を省察し、メタ認知能力を高める。 【2)、3)】

素案

<学習目標>

- 1) 生命倫理/研究倫理の歴史や諸原則について自らの言葉で説明する。
- 2) 生と死に関わる倫理的問題について討議し、自らの考えを述べる。
- 3) 科学的技術の進歩によって生じる倫理的問題について討議し、自らの考えを述べる。
- 4) 医療行為に伴う倫理的問題を法的視点から討議し、自らの考えを述べる。
- 5) 医療と研究の違いについて倫理的配慮の観点から討議し、自らの言葉で説明する。
- 6) 医薬品等によって生じる健康被害の重大性を認識し、薬の専門家としての責任と義務について討議し、自らの考えを述べる。
- 7) 倫理的問題に直面した際の適切な対応について討議し、自らの考えを述べる。



改訂版

<学修目標>

- 1) 生命・医療に係る倫理観を身に付け、医療人としての感性を養い、様々な倫理的問題や倫理的状况において主体的に判断し、プロフェッショナルとして行動する。
- 2) 医療の担い手として、常に省察し、自らを高める努力を惜しまず、利他的に公共の利益に資する行動をする。
- 3) 医療の担い手として、必要な知識・技能の修得に努め、自身の職業観を養い、生涯にわたり学び続ける価値観を形成する。
- 4) 薬剤師の使命に後進の育成が含まれることを認識し、ロールモデルとなるよう努める。

<学修事項>

- (1) プロフェッショナリズムの概念 【1)、2)、3)】
- (2) 職業観の形成 【1)、2)、3)】
- (3) 生命倫理及び研究倫理の歴史や諸原則(ヘルシンキ宣言等) 【1)】
- (4) 医療や研究における患者及び研究対象者の自律尊重 【1)】
- (5) 生命の誕生、終末期、先端医療に伴う倫理的課題 【1)】
- (6) 医療行為に伴う倫理的課題 【1)】
- (7) 倫理的感受性の涵養と葛藤の解決 【1)】
- (8) 成人学習理論を活用し、同僚や後輩との協働やフィードバックを実践する。 【4)】
- (9) 倫理的課題に直面した際の適切な対応について、文脈を踏まえて討議する。 【1)】
- (10) 自らの言動を客観的に捉えた学びや経験を省察し、メタ認知能力を高める。 【2)、3)】

<学修事項>は、<学修目標>を達成するために必要な内容カリキュラム作成の参考にする

<学修目標>の概念化により

- 素案の<学習目標>の多くは、<学修事項>に移動
- 素案の<学習事項>の具体的例示の多くは、削除

素案

B-1-1<学習事項> 例示

- (1) 生命倫理/研究倫理の基本原則（自律尊重、無危害、善行、正義等）
- (2) 医療に関する倫理（ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、守秘義務等）
- (3) 生命の誕生を巡る倫理（生殖補助医療、出生前診断等）
- (4) 生命の終期を巡る倫理（安楽死、尊厳死、終末期ケア、意思決定プロセス等）
- (5) 先端医療の倫理（ゲノム医療、遺伝子治療、再生医療、臓器移植等）
- (6) 臨床研究に関わる倫理（ヘルシンキ宣言、ベルモントレポート、インフォームド・コンセント等）
- (7) 医薬品等による健康被害（薬害、医療事故、重篤な副作用等）と倫理的問題
- (8) 倫理事例の分析・検討方法（ジョンセンの4分割表等）



<学修事項>

- (1) プロフェッショナリズムの概念 【1)、2)、3)】
- (2) 職業観の形成 【1)、2)、3)】
- (3) 生命倫理及び研究倫理の歴史や諸原則(ヘルシンキ宣言等) 【1)】
- (4) 医療や研究における患者及び研究対象者の自律尊重 【1)】
- (5) 生命の誕生、終末期、先端医療に伴う倫理的課題 【1)】
- (6) 医療行為に伴う倫理的課題 【1)】
- (7) 倫理的感受性の涵養と葛藤の解決 【1)】
- (8) 成人学習理論を活用し、同僚や後輩との協働やフィードバックを実践する。 【4)】
- (9) 倫理的課題に直面した際の適切な対応について、文脈を踏まえて討議する。 【1)】
- (10) 自らの言動を客観的に捉えた学びや経験を省察し、メタ認知能力を高める。 【2)、3)】

「B 社会と薬学」の改訂作業の方針

- 薬剤師としての使命と責任は、人、物（医薬品等）、情報、組織、地域、社会を理解し、倫理や法の下に、適切に判断し、行動することによって果たし得る。
- そのためには、入学時から卒業までの各領域の学修を通して、薬剤師としての人間性・社会性を育み、人・社会と薬剤師との関わりについて認識を深めていくことが大切である。
- また、変化・多様化していく社会において、生涯を通して役割を実践することが求められている。
- R4年度版コアカリ「B 社会と薬学」の方針
 - 薬剤師としての**人間性・社会性を育む学修**の充実を図る。
 - 医療現場や地域社会における**薬剤師の活動の基盤**となる学修領域とする。
 - 現状で不足している学修に加え、**2040年以降の社会**を見据え、近い将来に必須となる学修を含める。
 - H25年度版コアカリの「**A 基本事項**」「**B 薬学と社会**」を統合

プロフェッショナルリズム、社会的使命、保健医療統計、デジタル技術・データサイエンス、アウトカムの可視化などを追加

「B 社会と薬学」の中項目と小項目

B-1 薬剤師の責務	B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム B-1-2 患者中心の医療 B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任
B-2 薬剤師に求められる社会性	B-2-1 対人援助のためのコミュニケーション B-2-2 多職種連携
B-3 社会・地域における薬剤師の活動	B-3-1 地域の保健・医療 B-3-2 医療・介護・福祉の制度 B-3-3 医療資源の有効利用
B-4 医薬品等の規制	B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境 B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と薬害の防止 B-4-3 医薬品等の供給 B-4-4 特別な管理を要する医薬品等
B-5 情報・科学技術の活用	B-5-1 保健医療統計 B-5-2 デジタル技術・データサイエンス B-5-3 アウトカムの可視化

素案から改訂版への小項目の移動・変更

素案

改訂版

B-1 薬剤師の責務	B-1-1 医療人に求められる倫理観と その対応 B-1-2 患者 主体 の医療 B-1-3 行動規範 と法的責任	B-1-1 薬剤師 に求められる倫理観と プロフェッショナルリズム B-1-2 患者 中心 の医療 B-1-3 薬剤師の社会的使命 と法的責任
B-2 薬剤師に求められる社会性	B-2-1 対人援助職としての薬剤師 B-2-2 多職種連携・ 協働とチーム医療 B-2-3 多様性の理解	B-2-1 対人援助 のためのコミュニケーション B-2-2 多職種連携
B-3 社会・地域における薬剤師の活動	B-3-1 地域医療 B-3-2 地域保健 B-3-3 社会保障 （医療・福祉・介護の制度）	B-3-1 地域の保健・医療 B-3-2 医療・介護・福祉の制度 B-3-3 医療資源の有効利用
B-4 医薬品等の規制	B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境 B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保 B-4-3 医薬品等の 安定供給 B-4-4 特別な管理を要する医薬品等	B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境 B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と 薬害の防止 B-4-3 医薬品等の供給 B-4-4 特別な管理を要する医薬品等
B-5 情報・科学技術の活用	B-5-1 保健医療統計 B-5-2 根拠に基づく情報提供 →Dに統合 B-5-3 医療の経済性 B-5-4 デジタル技術・ ビッグデータの利活用 B-5-5 アウトカムの可視化	B-5-1 保健医療統計 B-5-2 デジタル技術・データサイエンス B-5-3 アウトカムの可視化

統合

統合

「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

(改訂作業の過程で作成したもの)

特に強いつながりがある資質・能力

B-1 薬剤師の責務	B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム	1. プロフェッショナリズム 3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
	B-1-2 患者中心の医療	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢
	B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任	1. プロフェッショナリズム
B-2 薬剤師に求められる社会性	B-2-1 対人援助職のためのコミュニケーション	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢 8. コミュニケーション能力
	B-2-2 多職種連携	8. コミュニケーション能力 9. 多職種連携能力
B-3 社会・地域における薬剤師の活動	B-3-1 地域の保健・医療	5. 専門知識に基づいた問題解決能力 10. 社会における医療の役割の理解
	B-3-2 医療・介護・福祉の制度	10. 社会における医療の役割の理解
	B-3-3 地域における保健・医療の連携	4. 科学的探究 5. 専門知識に基づいた問題解決能力
B-4 医薬品等の規制	B-4-1 医薬品等の品質管理	5. 専門知識に基づいた問題解決能力
	B-4-2 医薬品等の製造・流通	1. プロフェッショナリズム 5. 専門知識に基づいた問題解決能力
	B-4-3 医薬品等の供給	1. プロフェッショナリズム 7. 薬物治療の実践的能力
	B-4-4 特別な管理を要する医薬品等	5. 専門知識に基づいた問題解決能力
B-5 情報・科学技術の活用	B-5-1 保健医療統計	4. 科学的探究 10. 社会における医療の役割の理解
	B-5-2 デジタル技術・データサイエンス	6. 情報・科学技術を活かす能力
	B-5-3 アウトカムの可視化	1. プロフェッショナリズム 4. 科学的探究

BはAのすべての項目につながっている

他の大項目 C～G との関連

C～G との関連

B-1 薬剤師の責務	B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム	「C 基礎薬学」 「D 医療薬学」 「E 衛生薬学」 「F 臨床薬学」 「G 薬学研究」
	B-1-2 患者中心の医療	「D 医療薬学」 「E 衛生薬学」 「F 臨床薬学」
	B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任	「C 基礎薬学」 「D 医療薬学」 「E 衛生薬学」 「F 臨床薬学」
B-2 薬剤師に求められる社会性	B-2-1 対人援助職のためのコミュニケーション	「E 衛生薬学」 「F 臨床薬学」
	B-2-2 多職種連携	「D 医療薬学」 「E 衛生薬学」 「F 臨床薬学」
B-3 社会・地域における薬剤師の活動	B-3-1 地域の保健・医療	「D-1 薬物の作用と生体の変化」 「D-2 薬物治療につながる薬理・病態」 「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」 「F 臨床薬学」
	B-3-2 医療・介護・福祉の制度	「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」 「F 臨床薬学」
	B-3-3 医療資源の有効利用	「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「F 臨床薬学」

他の大項目 C～G との関連（続き）

C～G との関連

B-4 医薬品等の規制	B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境	「D-1 薬物の作用と生体の変化」 「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「D-5 製剤化のサイエンス」 「F-1 薬物治療の実践」 「F-3 医療マネジメント・医療安全の実践」 「G 薬学研究」
	B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と薬害の防止	「D-1 薬物の作用と生体の変化」 「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「F 臨床薬学」 「G 薬学研究」
	B-4-3 医薬品等の供給	「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「F-3 医療マネジメント、医療安全の実践」 「F-4 地域医療・公衆衛生への貢献」
	B-4-4 特別な管理を要する医薬品等	「D-1 薬物の作用と生体の変化」 「D-2 薬物治療につながる薬理・病態」 「E-3 化学物質の管理と環境保全」 「F-1 薬物治療の実践」 「F-3 医療マネジメント・医療安全の実践」
B-5 情報・科学技術の活用	B-5-1 保健医療統計	「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」 「F-1 薬物治療の実践」 「F-4 地域医療・公衆衛生への貢献」 「G 薬学研究」
	B-5-2 デジタル技術・データサイエンス	6 「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」 「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」 「F 臨床薬学」 「G 薬学研究」
	B-5-3 アウトカムの可視化	「F 臨床薬学」 「G 薬学研究」

BはC～Gの全領域の学修と関連している

「B 社会と薬学」の評価の指針

<評価の指針>

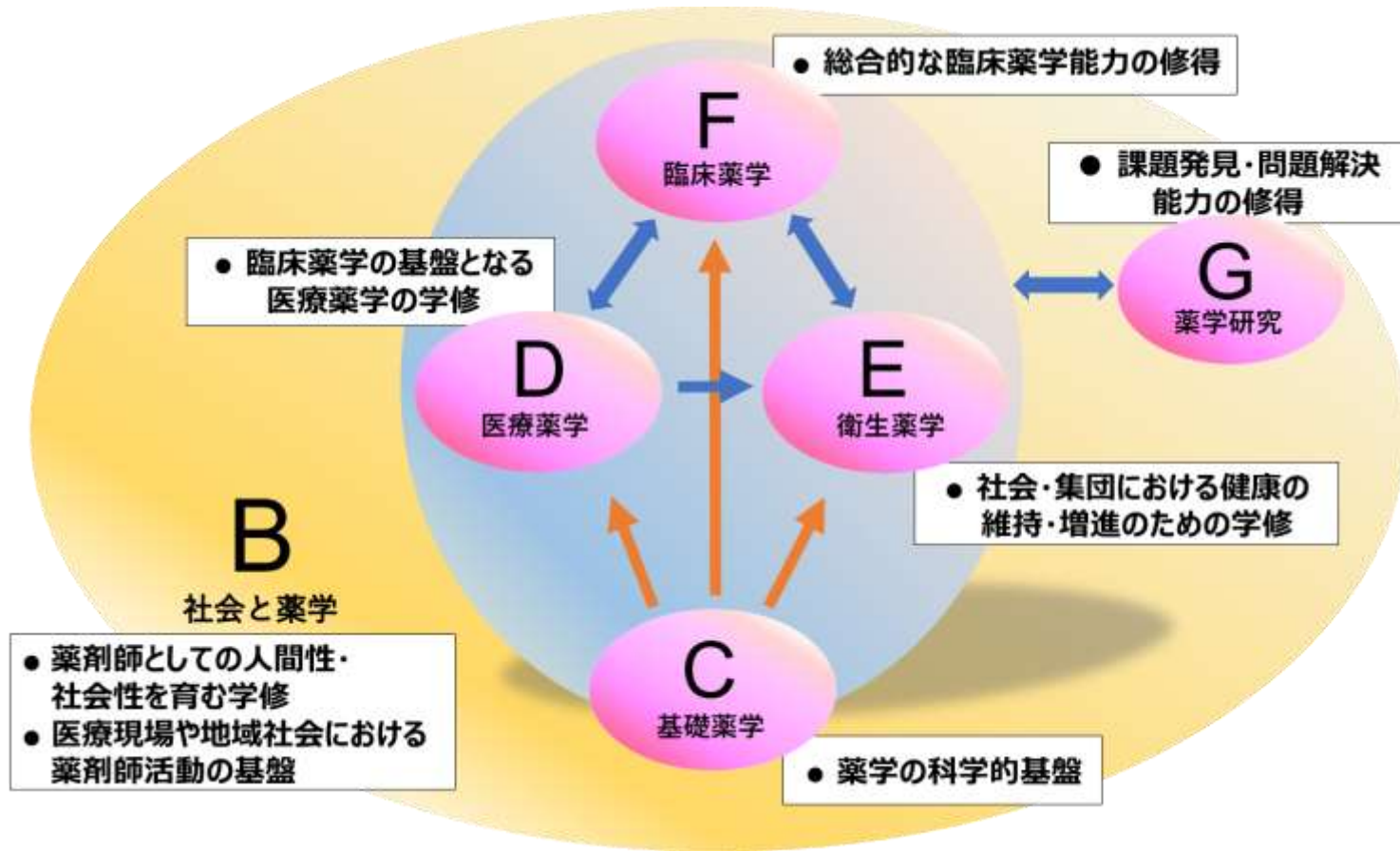
1. 倫理規範・倫理原則に基づいて、保健、医療、介護、福祉における倫理的課題に対応する。
2. 患者・生活者の心理や立場を尊重して、利他的な態度で意思決定を支援する。
3. 円滑なコミュニケーションを通じて、他者と連携する。
4. 薬剤師としての行動を、法令や社会的使命と関連付けて説明する。
5. 医薬品等や情報の取扱いについて、法令やガイドラインに基づいて説明する。
6. 資料やデータを適切に用いて、社会・地域の現状や課題を分析し、評価する。
7. 保健、医療、介護、福祉における課題を見出し、専門的知見をもとに解決策を提案する。
8. 薬剤師に求められている役割・責務を認識し、自ら資質・能力を高める行動をとる。

「B 社会と薬学」 評価の指針 重点

評価の指針 重点

B-1 薬剤師の責務	B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム	1, 4, 8
	B-1-2 患者中心の医療	2, 3, 4
	B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任	4, 5, 7, 8
B-2 薬剤師に求められる社会性	B-2-1 対人援助職としてのコミュニケーション	2, 3
	B-2-2 多職種連携	2, 3, 7
B-3 社会・地域における薬剤師の活動	B-3-1 地域の保健・医療	2, 4, 7, 8
	B-3-2 医療・介護・福祉の制度	4, 5
	B-3-3 医療資源の有効利用	5, 6, 7
B-4 医薬品等の規制	B-4-1 医薬品開発を取り巻く環境	4, 5, 7
	B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と薬害の防止	4, 5, 7, 8
	B-4-3 医薬品等の供給	4, 5, 7
	B-4-4 特別な管理を要する医薬品等	4, 5, 7
B-5 情報・科学技術の活用	B-5-1 保健医療統計	6, 7
	B-5-2 デジタル技術・データサイエンス	6, 7, 8
	B-5-3 アウトカムの可視化	6, 7, 8

大項目「B 社会と薬学」～「G 薬学研究」の相互の関連 (イメージ図)



おわりに

- 「B 社会と薬学」は薬剤師の活動の全般に関わることから、学修内容の幅が広い。
- 「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げられた10の資質・能力のすべてにつながっている。
- 「C 基礎薬学」「D 医療薬学」「E 衛生薬学」「F 臨床薬学」「G 薬学研究」と関連 = **全領域の学修が薬剤師の使命と責任に関わっている。**
- 入学時から卒業までの学修をとおして理解を深め、身に付けていく領域である。
- 大学は、学生が卒業後に薬剤師として医療現場や地域社会で活動することを前提とした学修プログラムを提供し、時間をかけて学生の自覚や価値観の形成を促し、人材育成に努める必要がある。
- 生涯の目標である「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の達成に向けて、卒業後は生涯研鑽を続けていくように指導することが大切である。